保育料について

お子さんが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、保護者の方の市民税所得割額(両親等の合算)又は前年分所得税額と、お子さんの年齢によって決定されます。

両親に所得がなく、祖父母が生計を支えている場合は、その人が基準になります。

4月分~8月分に関しては令和5年度。9月分以降に関しては令和6年度の課税額にて決定します。 また、保育料は見直しにより改定されることや、課税資料調査等により変更されることがあります。

なお、保育料以外に、お子さんが保育園に入園するための経費は、国、県及び市が負担をしています。納め忘れのないようにお願いします。

階層		保育料(月額)円								
	定義	(0才児~2才児)		(3才児~5才児)						
区 分		標準	短 時 間	標準	短 時 間					
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び里親世帯	0	0	0	0					
第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0					
第3階層	市民税所得割額 48,600 円未満	15,000	14, 800	0	0					
第4階層	市民税所得割額 48,600 円以上 ~ 97,000 円未満	26, 000	25, 600	0	0					
第5階層	市民税所得割額 97,000 円以上 ~ 169,000 円未満	41,000	40, 400	0	0					
第6階層	市民税所得割額 169,000 円以上 ~ 301,000 円未満	55, 000	54, 100	0	0					
第7階層	市民税所得割額 301,000 円以上 ~ 397,000 円未満	64, 000	63,000	0	0					

令和6年度三浦市保育料徴収基準額表

注1 同一世帯から2人以上の児童が保育所や幼稚園などを利用している場合は、最も年齢が高い児童については基準額、その次に年齢が高い児童については半額、それ以外の児童については0円となります。(平成29年4月より、第2階層については、第2子以降無料となりました)

73,000

71,800

注2 第2、第3及び第4階層の一部の該当者で、母子・父子家庭世帯や在宅障害児(者)のいる世帯は、別に定めた保育料となります。

母子・父子家庭又は在宅障害児(者)のいる世帯

第8階層 市民税所得割額 397,000 円以上

第2階層	市民税非課税世帯		0	0	0	0
第3階層	市民税所得割額	48,600 円未満	9,000	9,000	0	0
第4階層	上記第4階層のうち、	市民税所得割77,101円未満	9,000	9,000	0	0

●平成28・29年度からの利用者負担軽減措置について

平成28年及び平成29年4月より一**定所得以下**の<u>多子世帯及び母子・父子家庭又は障害児(者)</u>

のいる世帯に対して保育料が軽減されました。軽減内容は下記のとおりです。

①多子世帯

保護者の市民税所得割額の合算が57,700円未満である場合について、第2子を半額、第3子以降を無料とする特例措置の、算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃します。(同一生計に限る)

②母子・父子家庭又は障害児(者)のいる世帯

保護者の**市民税所得割額**の合算が<u>77,101円未満</u>である場合について、<u>第1子を半額。第2子以降を</u> <u>無料</u>とします。